

滋賀県公報

 令和 5 年 (2023 年)

 3 月 3 1 日

 号 外 (4)

 金 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目 次 (※印は、県例規集に登載するもの) 訓 令 企 業 庁 訓 病院事業庁訓令 議会訓 教育委員会教育長訓令 人事委員会訓令 監 査 委 員 訓 令 労働委員会訓令 警察本部訓令 訓 企 業 庁 訓 令 ○ 病院事業庁訓令 教育委員会教育長訓令 警察本部訓令 企業庁訓令 教育委員会教育長訓令 \circ ※滋賀県文書管理規程の一部改正(県民活動生活課)......4 ※新駅問題・特定プロジェクト対策室設置規程の一部改正(企画調整課)......5 ※高専設置準備室設置規程の一部改正(企画調整課).....5 ※滋賀県琵琶湖水政対策本部設置規程の一部改正(琵琶湖保全再生課)......5 ※滋賀県土地問題協議会設置規程の一部改正(県民活動生活課)......5 ※滋賀県同和対策本部設置規程の一部改正(人権施策推進課)......6 ※ワクチン接種推進室設置規程の一部改正(感染症対策課)......6 ※企業立地推進室設置規程の一部改正(モノづくり振興課)......6 ※県産材流通推進室設置規程の廃止(森林政策課)......6 ※全国植樹祭推進室設置規程の廃止(森林政策課)......6 ※鳥獣対策室設置規程の一部改正(自然環境保全課).....6 ※公園緑地室設置規程の一部改正(都市計画課).......7 ※湖国環境保全推進会議設置規程の一部改正(環境政策課)......7

令 訓 企 令 業 庁 病院事業庁訓 令 会 令 議 訓 教育委員会教育長訓令 人事 委 員 会 訓 委 令 監 査 員 訓 労 働 委 員 会 訓 令 警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第6号

滋賀県企業庁訓令第1号

滋賀県病院事業庁訓令第1号

滋賀県議会訓令第1号

滋賀県教育委員会教育長訓令第1号

滋賀県人事委員会訓令第2号

滋賀県監査委員訓令第1号

滋賀県労働委員会訓令第2号

滋賀県警察本部訓令第7号

滋賀県人権施策推進本部設置規程(平成18年滋賀県訓令第30号、滋賀県企業庁訓令第3号、滋賀県病院事業庁訓令第1号、滋賀県議会訓令第3号、滋賀県教育委員会教育長訓令第14号、滋賀県人事委員会訓令第2号、滋賀県監査委員訓令第2号、滋賀県労働委員会訓令第1号、滋賀県警察本部訓令第21号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 浩 滋賀県企業庁長 西 村 信 雄 滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義 滋賀県議会議長 岩 佐 弘 明 滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克 滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸 滋賀県代表監査委員 藤 本 武 司 滋賀県労働委員会会長 吉 田 和 宏 滋賀県警察本部長 中 村 彰 宏

別表第2中「感染症対策課長」を「健康危機管理課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第7号

滋賀県企業庁訓令第2号

滋賀県病院事業庁訓令第2号

滋賀県議会訓令第2号

滋賀県教育委員会教育長訓令第2号

滋賀県人事委員会訓令第3号

滋賀県監査委員訓令第2号

滋賀県労働委員会訓令第3号

滋賀県警察本部訓令第8号

滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程(平成18年滋賀県訓令第31号、滋賀県企業庁訓令第4号、滋賀県病院事業庁訓令第2号、滋賀県議会訓令第4号、滋賀県教育委員会教育長訓令第15号、滋賀県人事委員会訓令第3号、滋賀県監査委員訓令第3号、滋賀県労働委員会訓令第2号、滋賀県警察本部訓令第22号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造 滋賀県企業庁長 西 村 信 雄 滋賀県病院事業庁長 正 木 降 義 滋賀県議会議長 岩 佐 弘 眀 滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克 滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸 滋賀県代表監査委員 藤 本 武 司 滋賀県労働委員会会長 吉 田 和 宏 滋賀県警察本部長 中 村 彰 宏

別表第2健康医療福祉部の項中「感染症対策課長」を「健康危機管理課長」に改める。

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

訓 企 業 庁 訓 令 病院事業庁訓 教育委員会教育長訓令 警 察本部 訓

滋賀県訓令第8号

滋賀県企業庁訓令第3号

滋賀県病院事業庁訓令第3号

滋賀県教育委員会教育長訓令第3号

滋賀県警察本部訓令第9号

滋賀県中小企業活性化推進本部設置規程(平成25年滋賀県訓令第3号、滋賀県企業庁訓令第3号、滋賀県病院事業 庁訓令第3号、滋賀県教育委員会教育長訓令第4号、滋賀県警察本部訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 浩 滋賀県企業庁長 西 村 信 雄 滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義 滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克 滋賀県警察本部長中 村 宏

別表第2商工観光労働部の項中「商工政策課長」を「商工政策課長 産業立地推進室長」に、「モノづくり振興課 長 企業立地推進室長」を「モノづくり振興課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第9号

滋賀県企業庁訓令第4号

滋賀県病院事業庁訓令第4号

滋賀県教育委員会教育長訓令第4号

滋賀県警察本部訓令第10号

しがCO2ネットゼロ推進本部設置規程(平成20年滋賀県訓令第46号、滋賀県企業庁訓令第8号、滋賀県病院事業 庁訓令第7号、滋賀県教育委員会教育長訓令第18号、滋賀県警察本部訓令第19号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 浩 滋賀県企業庁長 西 村 信 雄 滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義 滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克 滋賀県警察本部長 中 村 彰 宏

号外(4)

第4条第2項中「総合企画部管理監」を「総合企画部次長」に改め、「のうち本部長が指名する者」を削る。 第7条第3項中「総合企画部管理監」を「総合企画部次長」に改める。

別表第3知事公室の項の次に次のように加える。

総合企画部 CO2ネットゼロ推進課長

別表第3琵琶湖環境部の項中「森林政策課長」を「森林政策課長 びわ湖材流通推進課長」に改め、同表健康医療 福祉部の項中「感染症対策課長」を「健康危機管理課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

訓 令 企 業 庁 訓 令 教育委員会教育長訓令

滋賀県訓令第10号

滋賀県企業庁訓令第5号

滋賀県教育委員会教育長訓令第5号

滋賀県琵琶湖保全再生推進本部設置規程(平成27年滋賀県訓令第33号、滋賀県企業庁訓令第10号、滋賀県教育委員 会教育長訓令第18号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県企業庁長 西 村 信 雄

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

別表琵琶湖環境部の項中「森林政策課長」を「森林政策課長 びわ湖材流通推進課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

訓 슦

滋賀県訓令第11号

滋賀県文書管理規程(平成17年滋賀県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三 日 月 大

第9条の2中「滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15 年法律第57号)」に改める。

第48条の2第1項第5号中「滋賀県個人情報保護条例第13条第2項」を「個人情報の保護に関する法律第76条第2 項」に、「同条例第19条各項」を「同法第82条第1項または第2項」に改める。

第65条第4号中「情報と」の右に「容易に」を加える。

別表第3の1本庁の項第1号中 「企画調整課広域連携・万博推進室

広連」を

「企画調整課広域政策・万博推進室

「新駅問題・特定プロジェクト対策室」を「新駅問題対策・特定プロジェクト推進室」に、

「事業課 事」を

「びわこボートレース局 びボ」に、

「森林政策課県産材流通推進室 森流

を 全植推」 全国植樹祭推進室

「びわ湖材流通推進課 び流」に、

「感染症対策課 感対」を

「健康危機管理課 健危」に、

「ワクチン接種推進室」を「健康危機管理課ワクチン接種推進室」に、

公緑」を

「商工政策課 商政」を

「商工政策課 商政 産業立地推進室 産立 産立 |

「モノづくり振興課 モノ振」に、

「都市計画課公園魅力向上推進室 公魅」に改める。

付 則

「都市計画課公園緑地室

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の日前に個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年 滋賀県条例第6号。以下「整備条例」という。)第1条の規定による廃止前の滋賀県個人情報保護条例(平成7年 滋賀県条例第8号。以下「旧個人情報保護条例」という。)第13条第2項に規定する開示請求があった滋賀県文書 管理規程第2条第13号のファイル等に対する改正後の第48条の2第1項第5号の規定の適用については、当該開示 請求を同号に規定する開示請求と、旧個人情報保護条例第19条各項(整備条例付則第4項の規定により従前の例に よることとされる場合を含む。)の決定を同号に規定する決定とみなす。

滋賀県訓令第12号

新駅問題・特定プロジェクト対策室設置規程(平成18年滋賀県訓令第63号)の一部を次のように改正する。 令和5年3月31日

滋賀県知事 三月月 大 浩

題名を次のように改める。

新駅問題対策・特定プロジェクト推進室設置規程

第1条中「新駅問題・特定プロジェクト対策室」を「新駅問題対策・特定プロジェクト推進室」に改める。

付 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日の前日に新駅問題・特定プロジェクト対策室の副主幹または主査を命ぜられている者は、この訓令の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ新駅問題対策・特定プロジェクト推進室の副主幹または主査を命ぜられたものとする。

滋賀県訓令第13号

高専設置準備室設置規程(令和4年滋賀県訓令第28号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第2条を次のように改める。

(所掌事務)

第2条 準備室の所掌事務は、県立高等専門学校の設置の準備に関することとする。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第14号

滋賀県琵琶湖水政対策本部設置規程(昭和42年滋賀県訓令第9号)の一部を次のように改正する。 令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表琵琶湖環境部の項中「森林政策課長」の右に「、びわ湖材流通推進課長」を加える。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第15号

号外(4)

滋賀県土地問題協議会設置規程(昭和48年滋賀県訓令第7号)の一部を次のように改正する。 令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第2中「商工政策課長」を「商工政策課長 産業立地推進室長」に、「モノづくり振興課長 企業立地推進室長」を「モノづくり振興課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第16号

滋賀県同和対策本部設置規程(昭和42年滋賀県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表琵琶湖環境部の項中「森林政策課長」を「森林政策課長 びわ湖材流通推進課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第17号

ワクチン接種推進室設置規程(令和3年滋賀県訓令第21号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1条第1項中「健康医療福祉部」を「健康医療福祉部健康危機管理課」に改め、同条第2項を削る。

第5条中「健康医療福祉部感染症対策課」を「健康医療福祉部健康危機管理課」に改める。

付 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日の前日にワクチン接種推進室に勤務を命ぜられている者は、この訓令の施行の際、別に発令のない限り、健康危機管理課ワクチン接種推進室に勤務を命ぜられたものとする。

滋賀県訓令第18号

企業立地推進室設置規程(平成20年滋賀県訓令第41号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

題名を次のように改める。

産業立地推進室設置規程

第1条中「企業立地の」を「産業立地の」に、「企業立地推進室」を「産業立地推進室」に改める。

第2条第1号中「企業立地」を「産業立地」に改める。

第5条中「商工観光労働部モノづくり振興課」を「商工観光労働部商工政策課」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第19号

県産材流通推進室設置規程(平成24年滋賀県訓令第15号)は、令和5年3月31日限り廃止する。 令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県訓令第20号

全国植樹祭推進室設置規程(平成31年滋賀県訓令第13号)は、令和5年3月31日限り廃止する。 令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県訓令第21号

鳥獣対策室設置規程(平成24年滋賀県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第2条第1号中「イノシシ」の右に「、ツキノワグマ」を加え、「第3号において同じ。」を削り、同条第2号中「第2種特定鳥獣管理計画」を「第1種特定鳥獣保護計画(ツキノワグマに係るものに限る。)および第2種特定鳥獣管理計画」に改め、同条に次の2号を加える。

- (4) 狩猟免許および狩猟者登録に関すること。
- (5) 獣害対策の担い手育成に関すること。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第22号

公園緑地室設置規程(平成30年滋賀県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

題名を次のように改める。

公園魅力向上推進室設置規程

第1条中「公園緑地室」を「公園魅力向上推進室」に改める。

第2条第3号中「こと」の右に「(他の部課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 滋賀の公園魅力向上推進会議に関すること。

付 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日の前日に都市計画課公園緑地室の主査を命ぜられている者は、この訓令の施行の際、別に発令のない限り、都市計画課公園魅力向上推進室の主査を命ぜられたものとする。
- 3 この訓令の施行の日の前日に都市計画課公園緑地室に勤務を命ぜられている者は、この訓令の施行の際、別に発 令のない限り、都市計画課公園魅力向上推進室に勤務を命ぜられたものとする。

滋賀県訓令第23号

琵琶湖環境研究推進機構設置規程(平成26年滋賀県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第3琵琶湖環境部の項中「森林政策課長」を「循環社会推進課長 びわ湖材流通推進課長」に改め、同表健康 医療福祉部の項中「感染症対策課長」を「健康危機管理課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第24号

湖国環境保全推進会議設置規程(平成10年滋賀県訓令第32号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第2琵琶湖環境部の項中「全国植樹祭推進室長」を「びわ湖材流通推進課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。